許可品目の変更に対する業者毎の取扱い等について

別添１－１

（１）収集運搬業者・最終処分業者

　　ア　「汚泥」の許可※を有する業者

　　　　処理基準を遵守する限りにおいては、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」を扱えるものとし、変更届又は一部廃止届の提出により許可の有無を許可証に記載します。

　　イ　「汚泥」の許可※を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有する業者

　　　　「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」を扱う場合は、品目を追加する変更許可申請が必要です（最終処分場は管理型及び遮断型が対象）。

ただし、令和５年９月３０日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とします（経過措置の間は、最終処分場は安定型への埋立も可能）。

※「○○に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱います。

（２）中間処分業者

　　　「石綿含有産業廃棄物」の中間処理は、施行令第７条第１１号の２に掲げる溶融施設でのみ処理可能であるが、本市には当該施設を有する中間処分業者はありません。

（３）特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可のみを有する業者

　　　（産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」の許可を有しない業者）

　　　「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱う場合は、石綿含有産業廃棄物に係る新規許可申請又は、該当品目を追加する変更許可申請が必要です。

ただし、令和５年９月３０日までは、処理基準を遵守する限りにおいては、特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」として「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱うことも可能とします。